

平成 30 年 9 月 10 日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体
設立趣意書

第二次世界大戦後、日本の特殊事情から民間公益活動は公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、非営利活動法人いわゆる NPO 法人等の法人格別に分断されてきた。また、会計基準も公益法人会計基準、学校法人会計基準、社会福祉法人会計基準、医療法人会計基準、NPO 法人会計基準などに分断されて、世界でも類例を見ない分断が生じてきている。

大阪は江戸時代から日本で最初の財団といわれる懐徳堂の設置運営をはじめ民間による公益活動が盛んであった。また、社会福祉施設の濫觴の多くは大阪にある。大阪の新旧のシンボルである大阪城も吹田市立サッカースタジアムも多くの寄付によってでき上がっているなど、大阪は民間公益活動に関する日本の歴史を牽引していった土地である。

我々大阪の民間公益活動を行うソーシャル・セクターの関係者は、2015 年 12 月 28 日から様々な議論を繰り返し、大阪の歴史に裏づけられた豊富な経験、制度と文化の関係をめぐる深い知識、他の国の民間公益セクターについての重厚な知識といったいわば「知の固定資産」に立脚しながら検討を加えた結果、民間公益活動はこうした法人格の種別に捉われることなく、相互に協力しながら行っていくべきであるという確信をもった。とりわけ、日本全体の社会課題の要因を取り除くためには、民間公益活動の歴史ある大阪が、民間公益活動のキャピタル機能を目指していくべきだという結論に至った。

そこで、2017 年 4 月 19 日から、かかる趣旨の会議設置に向けての準備を進めた結果、学校法人、公益法人、社会福祉法人、NPO 法人らの代表者をメンバーとして、2018 年 2 月 5 日に正式に「民都・大阪」フィランソロピー会議（以下「民都・大阪」会議）として発足し、同年 6 月 1 日には世界で初めての「フィランソロピー都市宣言」を行うに至っている。

他方で、日本全体を見渡せば、東京一極集中の弊害が強く認識されている。現在の東京一極集中は僻地の活力を奪っているばかりではなく、東京圏以外の都市とりわけ大都市の都市機能をも奪い始めていると指摘されている。例えば、他の大都市からの東京圏への人口の移動が顕著で、大阪府の人口についても対東京圏に対しては若者世代を中心に毎年 7 千人から 1 万人が純減となっておりその度合いは全国で最も大きい。「大都市が人口を流出させている」という通常では起こらない現象が国内で生じてしまっている。そこで、政府においても政府関係機関の地方移転を行うなど東京の一極集中の問題に真剣に取り組んでいることは広く知られている。

また、日本銀行のデータによると、東京都の個人の預貯金残高は 2017 年 3 月末時点で、実に前年より 12.7%増えた。日本銀行では、地方からの遺産相続等の預金シフトがあるとみており、例えば愛媛県では 0.8%減とマイナスに転じ、四国全体でも 0.6%増にとどまっている中で、東京だけに資金が集中していつている。なお、この時の東京都の個人の預貯金

残高の1年間の増加額は大阪府の全預貯金額の実に約半分に相当した。

今、こうした大阪の動きと全国の動きがある中で、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」という)が成立した。全国の金融機関から預金保険機構を通じて、全国に一を限って指定される指定活用団体(休眠預金等活用法20条)に入ることになる。現下の地方経済、地方金融機関の状況からすれば、休眠預金等が全国各地から一つの指定活用団体へ流れることの意味を十分に理解しなければならない。休眠預金等活用法第16条第4項にも「休眠預金等交付金に係る資金の活用にあたっては、これが大都市その他特定の地域に集中することのないように配慮されなければならない」と規定されて、地方からの視線が如何に重要であることはいままでもない。

東京と地方の格差はあまりにも大きく、今回の休眠預金等活用が壮大なる「社会実験」(平成30年3月30日総理大臣決定「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」以下「基本方針」という)であったとしても、東京ないし東京圏(以下併せて「東京」という)中心の議論・発想における「社会の諸課題」(休眠預金等活用法16条第1項)だけでこの資金の活用が進行してはならないことはいままでもない。

こうした中で、東京において休眠預金等活用の議論が進行し、本年5月16日に休眠預金等の指定活用団体の公募が発表された。

我々の数年間に及ぶ議論は日本の民間公益活動の発展のためという純粋なものであり、公募要項が発表もされないままに指定活用団体の申請のための議論を行っていたわけではない。しかしながら、休眠預金等活用法及び「基本方針」が決定し、その趣旨を理解すれば、我々のこの数年間の思いと同じであることに疑いの余地はない。

さらに、東京と地方の視線にギャップに悩む地方からも、我々に対して「地方の代表として」休眠預金等の指定活用団体の申請を促す声も寄せられた。

そこで、「民都・大阪」会議の有志を基礎に、「公益資本主義」に基づく新しい企業の価値を創造する者、公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準、NPO会計基準等の非営利法人会計を熟知する会計関係者、他地方の賛同者も加わることで、民間公益活動精神と「公益資本主義」の理念とに基づいて、休眠預金等の活用を入念に考察した。その結果、政府関係機関の地方移転を進めようとしている国の施策との総合的な一貫性を考慮するならば、指定活用団体は地方に置かねばならないという信念のもと、「地方の代表たる」大阪が先導しつつ全国と密接な関係と協力の下に「指定活用団体」として申請し活動することを目的とする一般財団法人を設立することとなった。こうした経緯を反映する名称として「一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体」をここに設立し、もって国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする。

また、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下「公益認定法」)に関する知識、実務的なスキルを有している我々は、公益認定法の立法趣旨、休眠預金等に対

する手続的清廉性への期待から、一般財団法人として指定活用団体に申請するだけでなく、同時に公益認定を申請するものであり、指定活用団体の指定並びに公益法人としての認定が行われた暁には、名称を「公益財団法人日本休眠預金等活用団体」（案）と改称する予定である。

一般財団法人「民都大阪休眠預金等活用団体」設立準備委員会

秋山孝二	公益財団法人秋山生命科学財団理事長<指定後評議員予定>	北海道
池内啓三	学校法人関西大学理事長（*）<設立時理事>	大阪府
岩田敏郎	社会福祉法人聖徳会理事長（*）	大阪府
岩永清滋	公認会計士・税理士 <指定後評議員予定>	兵庫県
大槻文蔵	公益財団法人大槻能楽堂（*）	大阪府
大西寛文	公認会計士、元日本公認会計士協会副会長	大阪府
大貫 一	金沢星稜大学教授（公認会計士）<指定後評議員予定>	石川県
尾崎 裕	大阪商工会議所会頭	大阪府
尾上選哉	大原大学院大学教授（会計学）<指定後評議員予定>	東京都
柏木登起	特定非営利活動法人シミズシーズ 代表理事 <指定後評議員予定>	兵庫県
金井宏実	認定特定非営利活動法人大阪 NPO センター代表理事（*）<設立時理事>	大阪府
黒田章裕	一般社団法人関西経済同友会 代表幹事	大阪府
久保井一匡	久保井総合法律事務所 弁護士、 元日本弁護士連合会会長（*）<指定後監事予定>	大阪府
崎元利樹	前公益財団法人放送文化基金 専務理事、元 NHK <指定後評議員予定>	東京都
島田牧子	公認会計士・税理士 <設立時監事>	大阪府
施 治安	大阪 100 人会議顧問（*）	大阪府
出口正之	国立民族学博物館教授、元内閣府公益認定等委員会委員、 民都・大阪フィランソロピー会議議長（*）<設立時代表理事>	大阪府
中野秀男	帝塚山学院大学教授（*）、 民都・大阪フィランソロピー会議情報分科会長<設立時評議員>	大阪府
野村卓也	ナレッジキャピタル総合プロデューサー、内閣府参与<指定後評議員予定>	大阪府
橋本正洋	東京工業大学教授 <指定後評議員予定>	東京都
原 丈人	米国 501(c)(3)公益財団アライアンス・フォーラム財団（国連経済社会理事会 諮問有資格）代表理事、内閣府本府参与 <指定後評議員予定>	米国

藤井秀樹	京都大学教授（会計学）	<指定後評議員予定>	京都府
松本正義	公益社団法人関西経済連合会会長		大阪府
開	梨香	株式会社カルティベート代表取締役	<指定後評議員予定>
			沖縄県
堀井良殷	公益財団法人関西・大阪 21 世紀協会理事長、		
	元 NHK 理事（*）	<設立時評議員>	大阪府
三木秀夫	三木秀夫法律事務所	弁護士	<設立時評議員>
			大阪府

設立者

学校法人関西大学

認定特定非営利活動法人大阪 NPO センター

（*印は民都・大阪フィランソロピー会議メンバー）

都道府県名等は主たる勤務地による。

以上